

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月19日

西目屋村長 関 和典



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

杉ヶ沢地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月18日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業者の意向を確認しつつ、必要に応じて農地中間管理機構の活用を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者と集落営農組織を中心となる経営体と位置づけることにより、地域で抱える様々な問題点を共有する。
- ・稲作については、農薬節減米への取組みを継続し、消費者の求める安全安心な米づくりを進める。
- ・りんご栽培については、品種構成の見直しによる生産方式の合理化を図るとともに、改植事業等を積極的に活用し、高品質、単収向上を併せて図る。
- ・集落営農組織では大豆の作付を拡大するほか、新たな作物の導入や白神公社等の実需者との契約栽培を推進することで、その構成員の個別経営の発展及び新たな雇用を創造、6次産業化による地域の活性化を図る。また、集落営農組合の法人化又は村内の法人組織との統合を検討していく。

西目屋村告示第10号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月19日

西目屋村長 関 和 典



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田代地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月18日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	1 経営体
個人	10 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業者の意向を確認しつつ、必要に応じて農地中間管理機構の活用を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者と集落営農組織を中心とする経営体と位置づけることにより、地域で抱える様々な問題点を共有する。
- ・稲作については、農薬節減米への取組みを継続し、消費者の求める安全安心な米づくりを進める。
- ・りんご栽培については、品種構成の見直しによる生産方式の合理化を図るとともに、改植事業等を積極的に活用し、高品質、単収向上を併せて図る。
- ・集落営農組織では新たに大豆の作付を実施するほか、農業機械の集約及び新たな作物の導入を推進することで、その構成員の個別経営の発展及び地域農業の維持、6次産業化による地域の活性化を図る。また、集落営農組合の法人化又は村内の法人組織との統合を検討していく。

# 西目屋村告示第10号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月19日

西目屋村長 関 和 典  


記

## 1. 協議の場を設けた区域の範囲

大秋・白沢地区

## 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月18日

## 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

### ○経営体数

個人	13 経営体
法人	1 経営体

## 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

## 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業者の意向を確認しつつ、必要に応じて農地中間管理機構の活用を図る。

## 6. 地域農業の将来のあり方

- 認定農業者と集落営農組織を中心となる経営体と位置づけることにより、地域で抱える様々な問題点を共有する。
- 稻作については、農薬節減米への取組みを継続し、消費者の求める安全安心な米づくりを進める。
- りんご栽培については、品種構成の見直しによる生産方式の合理化を図るとともに、改植事業等を積極的に活用し、高品質、単収向上を併せて図る。
- 法人組織における新規作物の導入や6次産業化を推進することで、その構成員の個別経営が発展するとともに、地域農業の維持及び活性化を図る。また、他地域の集落営農組合との統合を検討していく。



## 西目屋村告示第10号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月19日

西目屋村長 関 和 典  


記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

村市・藤川・居森平・砂子瀬・川原平地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月18日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業者の意向を確認しつつ、必要に応じて農地中間管理機構の活用を図る。

### 6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者と集落営農組織を中心となる経営体と位置づけることにより、地域で抱える様々な問題点を共有する。
- ・稲作については、農薬節減米への取組みを継続し、消費者の求める安全安心な米づくりを進める。
- ・りんご栽培については、品種構成の見直しによる生産方式の合理化を図るとともに、改植事業等を積極的に活用し、高品質、単収向上を併せて図る。
- ・集落営農組織では、遊休農地を活用した大豆の規模拡大やミニトマト等の定着と新規作物の導入を図るほか、白神公社等の実需者との契約栽培や農業体験を推進することで、その構成員の個別経営の発展及び新たな雇用を創造、6次産業化による地域の活性化を図る。また、集落営農組合の法人化又は村内の法人組織との統合を検討していく。